

年休裁判勝利！ 会社のここが不合理だ！ シリーズ②

## 新幹線乗務員予備勤務者の勤務を25日に発表せよ！ その2

### 予備勤務者の勤務を25日に発表できない会社の理由

その①「需要が急激に高まることが予想される等の場合においては、臨時列車等を手配しなければならないことがある」

その②「乗務員が私傷病等の理由により、突発的に乗務ができなくなる場合が発生する」

### 何か変だと思いませんか？

カレンダーが出た時点で、年間の需要変動は予測できているはずだ。市販の時刻表には、臨時列車の運転日が掲載されている＝運転計画が前もって行われている。

タイミング良く5日前に私傷病にかかるのかな？ 出勤日前日、最悪当日に私傷病にかかる人が出る場合もある。出勤予備の乗務員は何のためにいるの？

### つまり、こういうこと！

これらの主張は見え透いたウソ！ 25日に発表しないための言い訳！

### 声を大にして言おう！

**会社は「休日指定表」ではなく「勤務表」を発表せよ！**

【参考】基本協約第35条：組合員の勤務は、別表第1に規定する勤務種別の中から会社が指定する。別表第1：「乗務員」区分の「労働時間等」および「始終業時刻」欄には、「指定した乗務行路表による」と記載。これは、発表される勤務に乗務行路が指定されなければならないことを示す。